

に至つた。

明治四年（一八七二）四月に、戸籍法が布告され、檀家であることを証明する寺請制度は、同年十月に廃止された。戸籍法の布告によつて、寺請制度が廃止されると、同年十一月十三日には「企救郡ならびに管内檀寺勝手次第の事」（職制）と触れが出された。これまでの強制的な檀那寺と檀家の関係が、檀家が自由に檀那寺を選ぶ権利が与えられたのである。

戸籍の作成に当たつて、その編製作業は、宗門改人別帳などを備えている庄屋を戸籍編成掛に任命して、戸籍簿化した宗門改人別帳によつて、短期間の内に正確な戸籍が作成された。翌五年二月から、戸籍法が実施されて、この年の干支である壬申にちなんで呼称される、じんしん 壬申戸籍へと受け継がれていつた。

第二節 藩政の推移と改革

一 唐船打ち払いと農村の荒廃現象の出現

（一）密貿易船の出現

唐船打ち払い

八代將軍徳川吉宗が享保の改革（一七一六—四五）を始め、諸事権現様（家康）の御定の通りとの復古的な理念を掲げ、側用人政治を廃止して將軍親政を開始した。急務を要する

に至つた。

明治四年（一八七二）四月に、戸籍法が布告され、檀家であることを証明する寺請制度は、同年十月に廃止された。戸籍法の布告によつて、寺請制度が廃止されると、同年十一月十三日には「企救郡ならびに管内檀寺勝手次第の事」（職制）と触れが出された。これまでの強制的な檀那寺と檀家の関係が、檀家が自由に檀那寺を選ぶ権利が与えられたのである。

戸籍の作成に当たつて、その編製作業は、宗門改人別帳などを備えている庄屋を戸籍編成掛に任命して、戸籍簿化した宗門改人別帳によつて、短期間の内に正確な戸籍が作成された。翌五年一月から、戸籍法が実施されて、この年の干支である壬申にちなんで呼称される、壬申戸籍へと受け継がれていつた。

第二節 藩政の推移と改革

一 唐船打ち払いと農村の荒廃現象の出現

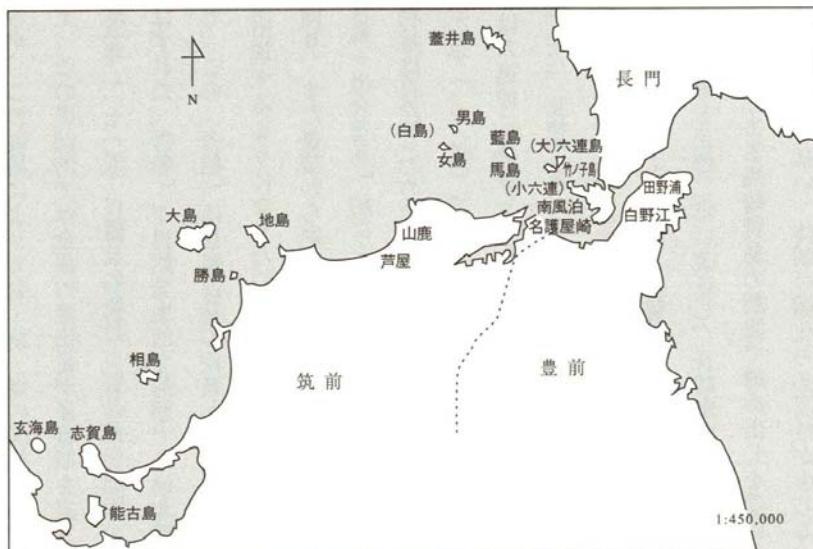
（一）密貿易船の出現

唐船打ち払い

八代將軍徳川吉宗が享保の改革（一七一六—四五）を始め、諸事權現様（家康）の御定の通りとの復古的な理念を掲げ、側用人政治を廃止して將軍親政を開始した。急務を要する

政策課題は幕府、武士の財政難の克服にあつた。上米の制・足高の制などの財政緊縮政策を打ち出した。収入増加策としては、幕領で徵租法の仕組みを検見法から定免法に切り替えて財政の安定的収納・增收を図った。また、青木昆陽に命じて備荒貯蓄の一環として甘藷の栽培を研究させたことは有名である。そして菜種・櫻・朝鮮人参などの商品作物の栽培の奨励をするなど、復古的というよりむしろ現実的な政策を展開した。

このころ、玄界灘周辺の藩域海上には密貿易船（唐船＝清船）が出没する状態が続いていた。周知のように、寛永十六年（一六三九）の鎖国令によつて貿易は長崎に限られ、かつ幕府の統制下に置かれた。さらにオランダ人は出島に移された。これを一般に鎖国の完成というが、長崎ではオランダ船と中国船とが入港して貿易が



第17図 韶灘・玄界灘近海の地図

(地図は『唐船漂流記』『北捕叢書』を参照)

行われたのである。これを長崎貿易という。ところが、この貿易によつて金・銀・銅の国外流出が多くなり、また貿易船の数も減少する傾向はなかつた。その上、この頃国内では金銀の産出量が最盛期を過ぎ、減少期に入つていたのであつた。そこで新井白石は正徳五年（一七一五）に貿易船隻数と貿易量を制限する「海舶互市新令」を発した。この措置に対し、制限にはされた「唐船」が自然発生的な形態で九州北部に出現して密貿易を行うようになつたのである。したがつて、この「唐船」は長崎貿易の政策と無関係ではない「私貿易」の一種としての性格を有し、漂流を装つて出現するようになったのである。しかも、若松沖から白島・六連・小倉沖の海域は、北前船や肥前・筑後回り、また豊後から肥前行き、さらに瀬戸内海から筑前・山陰に抜ける四つの航路の交差点にあつて、「密貿易＝出合貿易」船にとつて絶好の海域（第17図）であつた。日本船にとつてもまた「唐船」にとつても双方に利益は存在したのであつた。

小倉藩が最初に「唐船」に遭遇したのは、宝永二年（一七〇五）であった。家老たちの評議により、先手物頭など藩士を海上に向かわせた。ところが唐船は六連沖に移動したところを萩（長州）藩の軍船が包囲して赤間関（下関）に誘導して、同藩から長崎に護送した。正徳二年（一七一二）には福岡藩領若松沖に出現したので小倉藩も検分船を派遣したが、前回と同様唐船は六連沖に漂流するところを萩藩が捕らえて赤間関に誘導した。長崎奉行の指示により海上領外へ追放した。こうして、諸藩は密貿易船の出現によつやく関心を払うようになった。そして、従来は監視体制であつたものを正徳二年に改正し、長崎奉行は「追い払い」の指示を諸藩に出した。この指示はやがて、海舶互市新令による長崎貿易の制限で締め出しを受けた唐船の「漂流」増加がみられるようになると、その監視体制と「追い払い」体制の強化の必要性が生じるようにな

第3章 江戸時代

体制は整備され、宝
小倉藩でも、監視
唐船を打ち払った。

福岡藩では、既に
寛永十七年（一六四〇）五月のポルトガル船の来航を契機に
領内の外国船監視体制を置いていたものを二度にわたって整備強化した。正保二年（一六四五）と延宝四年（一六七六）である。こうして、享保二年（一七一七）には、若松沖で唐船を打ち払った。

第27表 韶灘周辺に現れた唐船

（『北九州市史』近世編728～744ページから作成）

年代	西暦	月日	備考
宝永2	1705	7月13日	アモノ 廈門船、家老らの評議で藩士を向かわせた。
正徳2	1712	11月	若松沖に出現
享保1	1716	4・9月	3回の密貿易船の注進
享保2	1717		福岡藩が打ち払う
享保2	1717	1月4日 2月5日 同 8日 同 12日 同 21日 3月14日 同 22日 5月18日 6月2日 8月26日 11月 11月18日 12月	藍島番所から3艘のち2艘増加 12艘 13艘 14艘 10艘が去らなかった。 14艘 15艘 15艘 福岡沖に6艘 小倉沖に現れる 9艘 3艘 8艘
享保3	1718	1月 2月11日 3月13日	8艘 10艘 6艘
享保4	1719	4月21日 12月10日	1艘 1艘
享保5	1720	2月13日 3月16日	1艘（福岡領） 1艘（小倉領）
享保11	1726		1艘（萩藩）
享保15		5月 8月	
寛政3	1791	7月14日 11月12日	異国船1艘 1艘

永二年（二七〇五）の唐船事件以来取り締まりは厳重になり、正徳五年（二七一五）には門司の葛葉に遠見番所を設置して、番士・番船を備えた。

享保元年（二七一六）になると、密貿易船が増加して、四月十三日・十五日・九月二十四日には唐船発見の報告が相ついた。また、密貿易に応じるもののが生じてきたため、六月二十六日には、常設していた藍島番所を増築し、警戒体制を強化した。翌二年から唐船は頻繁に現れるようになつた（第27表参照）。

享保二年の唐船の出現は次第に船数も増加した。小倉藩は船奉行や長崎聞役などが出船して追い払つたが効果は無かつた。福岡藩からも浦奉行以下が若松から出張り、厳重な警戒に当たつた。こうした中で、小倉藩の船奉行が、四月二十一日唐船に乗り込み筆談で退去するように命じたが、どの唐船も天候不順を理由に去らなかつた。そこで、小倉藩・萩藩・福岡藩がそれぞれ出張つて追い払つたが、藩域の関係を利用して逃げ回つたため、追い払いに成功しなかつた。三藩合同の対策が必要になつた。小倉藩主小笠原忠雄は幕府に指示を仰いだ結果、四月二十一日に老中より幕府の方針が示された。

一、藍島、六連島の周辺にかかわつて出現した唐船については、三藩合同で追い払うこと。

一、鉄砲の用意をして、「唐船よりもしかと目に立つ」ようにすること。

一、万一唐船共より手向かつてきた場合には「大筒にて船をうちふし候而も不苦」。

との強硬策も示された。

こうして、小笠原忠雄の指揮のもとに三藩合同で五六〇艘の船団を出して追い払おうとしたが成功しなか

（小笠原文庫『唐船漂流記』、北楠叢書1『唐船漂流記』）

つた。そこで次第に三藩の家臣団の間で不満が高じて、唐船の接近に対しても大筒による威嚇射撃を認めるよう求められ、藩主たちは了解せざるを得なかつた。さらに、十一月には江戸の老中より「鉄砲による打ち払い」が許された。しかし、唐船の撃沈は認められなかつたので、現地の焦慮が高じつあつた享保三年（一七一八）からは打ち払い体制は強化され、四月十五日から翌日にかけての包囲作戦では、五〇〇発も砲撃がなされた。享保五年からは唐船の漂流は激減したが、翌六年からは藍島に旗柱を設けて、唐船を発見した場合には、紺地に白の三階菱である小笠原氏の大形紋旗を掲げて福岡藩・萩藩に通報する方法がとられるようになつた。以上のような監視体制に、さらに通報体制が整つていつた（以上、「北九州市史」近世編第三編第二章を主として参考にした）。

（二）農村荒廃現象の出現

享保の飢饉

享保十七年（一七三二）のいわゆる享保の飢饉ききんについて、小倉藩の状態は次のように記されている。「享保十七壬子年、大飢饉抜書、麦作赤手入大寿麦五歩小麦二歩也。五月閏は雨降事五十日、此時に当り人民夥敷病む。」（『販府見聞集』 豊前叢書刊行会編『豊前叢書』第一卷）と麦作の大不作で始まる享保の飢饉の惨状は以下のような経過をたどつた。

- ① 閏五月十二日 大洪水（川土手破損・おびただしい損害田発生）
- ② 六月末 「蟲氣」甚（多くの害虫が発生している）
- ③ 七月 ◇一坪の内、ざるに取れば五~七升におよぶ虫の抜けがらがあり、成長した虫は稻

の根より葉までひしと取り付き喰つてゐる。「一夜の内に草田枯果申候」といつた状態になつた。

◇例年だと盆前後におびただしい赤とんぼがいるのに「一疋や居不申」と観察されている。

◇他書では七月上旬より小倉領中稻虫付夥く損毛あり（四国中国一同如此）

（「歴代藩主下」 豊前叢書刊行会『豊前叢書』第四卷一八七ページ）

◇七月より、郡中の老若男女、蓑をかるい小倉城下へ出る者昼夜引きもきらす。

◇郡中に売り米なし ◇藩側より介抱としての売り米が拋出された。

◇郡中にいよいよ売り米なし ◇藩側より介抱としての売り米が拋出された。

◇晦日、奉行による皆損田の調査

⑥ 十一月

このころより餓死者続出（この時の餓死者などの被害は、第六節の「飢饉と災害」を参照）

そして、この年の年貢収納高は、「此方様に壹万五千石、御屋敷様へ七百五十石御収納有之候由」と平年作の収納高が九万九千五百石余（『旧租要略』『県資』第八輯五九二ページ）だから、その一割にもおよばない。その上、幕府が小倉藩に命じて開わせていた城米（元来、軍事用兵糧米）も引き上げさせられたという。

九月になつて飢饉の状態を江戸の老中に報告し、幕府より被害にあつてゐる藩主たちに拝借金が貸しされるようになつた。小倉藩には一万二〇〇〇両の拝借を許された。返済は「寅の歳より五ヶ年賦」（「歴代藩主下」 豊前叢書刊行会『豊前叢書』第四卷一八七ページ、『御當家末書』（下）三八六ページ）であつた。

年貢の推移 と總定免制

めざましく生産力が伸びた元禄時代（十七世紀後半）の農業や諸産業の成果を吸収しようとして八代将軍吉宗の享保の改革が行われた。財政立て直しの根本的な政策は収入増を図ることであつて、それは年貢増徴政策にあつた。簡単にいえば、検見法から定免法への転換であつた。稻作の出来具合（豊作・平年作・不作など）を勘案して年貢量を課すことを検見法といい、勘案を行わず一定の年貢量を課すことを定免法という。研究によると、「年貢収納高は、享保七年（一七三二）以後から多くなり、その後九州の凶作のあつた享保十七年（一七三三）を底にして、その後から上昇を見る。年号で示すと、元文年間（一七三六—四二）、寛保年間（一七四一—四四）、延享年間（一七四四—四八）、寛延年間（一七四八—五二）、宝曆年間（一七五一—六四）では高い水準である。……この推移は、享保から上昇しつつ宝曆元（五年）を頂点として、以後天明の飢饉に向かって下っていく。そして天明期（一七八一—八九）後半から再び上昇し、寛政期（一七八九—一八〇一）にはもう一つのピークを形づくる。そして文政初年（一八一八）頃までこの水準を維持し以後下っていく」（古島敏雄『近世経済史の基礎過程』）状態であった。小倉藩も同様な傾向をたどっている。

年貢関係に関する基礎知識は、九二ページの「（二）二代忠雄と寛文・延宝期の政治」で述べているので省略するが、小倉藩では基本的には本高×免率＝年貢賦課量（最高値）で示される。そして、いろんな事情や状況でこの年貢賦課量から差し引かれる検見引きなどの引高量で上納高が決定されている。

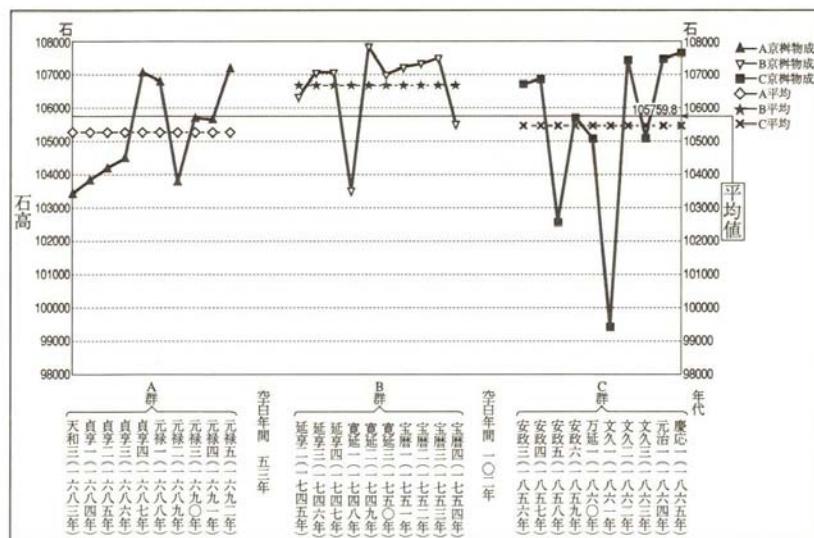
小倉藩の年貢増徴策の具体的な方法については十分に明確に明らかにできない。第18図を参照していただきたいた。史料がもつ不十分さを一応無視すると、前述の幕府の場合と似通つた意図を推定させるといえるだろう。断つておくが、この史料は「免相目録」なので、実際に藩に納められた実収納高ではなく、藩が農民

に課したところの賦課額を表している。

このグラフから若干の特徴を示したい。史料が提示している年代が三つの年代群からなっている。

これらを仮にA年代群（十七世紀後半—同末）、B年代群（十八世紀中葉）、C年代群（十九世紀中葉）に分けておく。とすると、B年代群が一〇万七〇〇〇石程度の高い高原状の額を維持している。また、平均量もA群よりも一三〇〇石余、C群よりも一二〇〇石余も多い。B群の平均量は一〇万六六二三石余である。

A群の場合は生産力の上昇がみられるようになつた元禄時代を含むもので、次第に年貢量が上昇をし始めている。この期の平均量は一〇万五二四石余である。C群は幕末期のもので、きわめて変動も激しく、とりわけ全群中最低の文久元年（一八六二）の九万九四〇〇石余をふくんでいて、いわゆる停滞型の収納期になつていている。なお、寛



第18図 小倉藩の免相目録

（「旧租要略」『県資』第9輯677-678ページ）

政元年（一七八九）の巡見上使にたいする答書の中に「新古物成合テ拾五萬千八百石餘程ニ御座候。此内六千三百石餘ノ定引御座候……取箇ニテ御座候。年柄無難ニ御座候ヘハ、九萬九千五百石餘相納リ」（「旧租要略」『県資』第八輯五九二ページ）と、平年作の年貢収納は「御領分」（＝新田藩）の分を含んで九万九千石余と報告されている（ただし、この件に關して作者の津田維寧は「物成引米高実際ト聊カ差異アリシハ、……」と疑義を呈している）。このあたりの数字の差異の大きさについては今後追求されるべき問題点であろう。

また、一一〇〇—一三〇〇石余をもつて年貢増徵といえるかなどを考へるといろんな問題を含んでいるが、少なくともB群での安定した量と高さは否定できない。

これは、藩側が意図的に目指した結果生じたものと考へるべきであろう。その方法は惣（総）定免制の実施にあつた。

古來の地方（農政のこと－筆者注）の取り計らいは、人別検見、村別検見とて、あるいは作人銘々の田限りに相改め、または一村切に相改めて、出来よきは定免に納め、よろしからざるは引米を遣わして、御取り立て廉直に明白になりしが、去る元文の頃か、田川郡は郡柄もよろしく有之故、地方役人村切りの検見をやめて、作不作を惣郡中に平均いたし、ことに富たるものも多かりしゆえ、足らぬ所に、年貢外に過分の掛米をして、双免に致し、惣定免を拵へ取り立て（中略）、余郡その時に拘りて古法通りに候へば、役人の働きも無之様に相成るゆへ、田川ごとき力もなくて、郡々その真似をして、掛米を過分に申しつけ、その米にて取扱いて、惣定免に納めたるより、年々におよんでおよそ当時にて一〇ヶ年來なり。（下略）（長沼文書「郡方大意」、文中へは、田川郡猪膝手水大庄屋文書「郡方秘記」の表記）。

なお、同種の史料は『門司郷土叢書』第一巻に翻刻刊行されている。この史料の筆者は森次壯右衛門守之、年代は明和元年（一七六四）とされる。「郡奉行秘録」・「郡方大綱秘記」・「郡方勤務心得」などと表記されているものもある。

元文のころ（一七三六—一七四二）に田川郡で実施され、他の五郡でも真似て実施したとある。つまり、村ごとに行つっていた検見をやめ、郡中をすべて定免とする（惣定免）、そのため郡中で双免（平均免）にするというのである。これは年貢上納不足の村の分を、余裕のある村の者が補う「掛米」を出させることによつて、一応双免が成立する。こうして、郡単位、ひいては藩領域全体からすれば、引き高の無いかたちでの高水準の年貢収納が可能になる。年次的に長くなれば相当の增收となつてくる。この結果は、同書に「もともと無理を生じさせたことにあるので、取り立て不相成（取り立て不能）、郡中残らず貸し渡して定免の跡をふさぐ」といった有様を述べている。「定免の跡をふさぐ」というのは、年貢を貸し渡して済ます、したがつてその年には少なくとも帳簿上は年貢は完納している状態をいついて、実のところは上納されていない状態をさしているのである。これを拝借といつて。この徵租法についての具体相は今後追求されるべき課題であるが、少なくともこの方法によつて農村の荒廃状況が進んだ一端を担つたという判断を村役人層がしている。この惣定免と、次に述べる飢饉・天災とが相まつて農民の窮乏・農村の荒廃現象を生んだと考えられる。

農村の荒廃

田川郡のことであるが、安永三年（一七七四）の大庄屋の記録に近年は年貢や諸上納の勘定に差し支えることが多くなつたと出てくる。その理由として①無主田の存在、②年貢閑米

の負担、③借銀が多くなったからだという。先述の「郡方大意」の内容と一致する現象が生じてきたことをいつているのである。①無主田とは、耕作者のいない田畠のことで、もちろんその原因が問われるが、現實問題として誰かが耕作を肩代わりしなければならない。または「村総作田」といった形で村全体で耕作を請け負うようになってきた。②年貢間米とは、年貢賦課量と実際に納めることのできた量の差引量＝間米を村が責任をもって負担（納入）することをいつているのである。したがつて、①、②の問題を解決しようとすれば、個人的な借金はもちろん村全体での借金、ひいては手水全体の借金が生じてくる。

こうして、藩側は年貢収納の安定化を、「村請制」を利用しつつ実現し、農村社会内部では零落する百姓をどんどん生んでいくようになる。つまり、未進百姓（年貢を完納できなかつたもの）→潰れ百姓→「潰れなかつた」本百姓の負担増大→本百姓の潰れの拡大といった悪循環が生じる。これに対しても、藩側は「拝借」を与えて一時凌ぎしのをしたのである。

ちょうど、このような年貢徵收法の転換の前後は江戸時代の有名な三大飢饉の二つがある。つまり、享保の飢饉（享保十七年＝一七三二）と天明の飢饉（一七八二～一八七）である（飢饉などの天災については、第六節参照）。

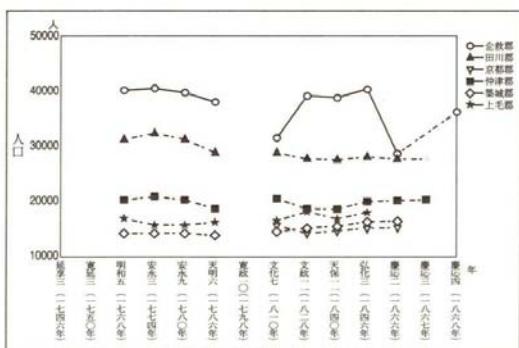
以下に、天災が年貢との関係が生じたものを掲げておく。

明和三年（一七六六）、「御郡中夥敷蝗虫二而（中略）：田川郡中四千三百三拾石余」（安永文書「万歳歴上」、「方城町史」史料編に翻刻）の年貢免除があつた。

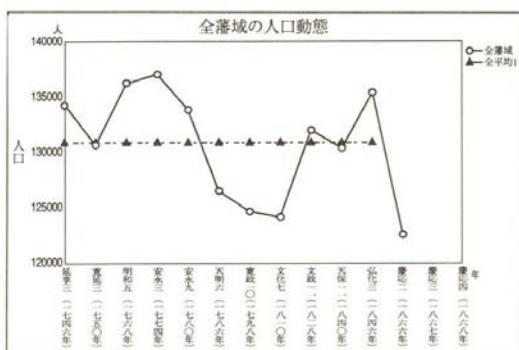
同四年には田川郡で一八〇〇石余の年貢免除（安永文書前掲史料）
同五年には同郡で一八〇〇石余の免除（安永文書前掲史料）。

天明三年（一七八三）に、「前代未聞の御引」（岡崎文書「天明三御用日記」といわれたほどの年貢引きがあった。天明八年（一七八八）には、「物成貳万三百四拾六石余ノ損毛」（「旧租要略」「県資」第八輯五九二ページ）といった年貢免除がなされた。

寛政四年（一七九二）は、「肥前島原大ヘン、此辺迄も大ナ工」（吉尾文書、「方城町史」史料編三〇五ページ）と記されている、いわゆる「島原大変、肥後迷惑」の島原半島の眉山の爆発と大津波の災害のあつた年である。七月の盆前後より稻虫が発生し稻が腐れだし、その上一度にわたって台風が襲来し洪水が発生した。「六十一年之年忌大変と申触、珍敷凶作」となり、田川郡は一万六〇〇〇石余、領国中で五万八〇〇〇石の年貢免除となつた。このため「万民格別之餓死モ無之、皆々有難奉存、殿様祭り仕候事」といった状態だったと記録されている（安永文書前掲史料、損害・年貢引きの状態については「小倉藩主記録」「県資」第八輯五三二ページにもあり）。



第19図 郡別の人口動態



第20図 小倉藩全域の人口動態

こういった凶作・飢

饉状態は、人口の激減

をもたらす、そうして

耕作者の減少をもたら

した。寛政四年のよう

に餓死者がなくて「殿

様祭り」が行われたと

いう記事は注目に値す

る。

人口の動態について

は、第19・20図を参照

していただきたい。

当然のように、享保

の飢饉から一三年後の

の調査となる延享三年

の（一七四六）領内人

口は一三万三八七三人

小倉藩人口に関する文献

年代	西暦	出典	備考
延享3	1746	「延享三年小倉藩の記録」(『県資』第二輯)	「上毛郡之内」とは友枝・三毛門両手永のこと
寛延3	1750	「小倉藩主記録」(『県資』第七輯)	
明和5	1768	小笠原文庫「豊前国企救郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡・上毛郡之内人数帳」	『豊津藩歴史と風土』第一輯に収録されている。
安永3	1774	友石文書No80(「明治廿三年福岡縣財政誌編纂雜留」)	
安永9	1780	「御當家末書(下)」(『県史料』354~55ページ)	
天明6	1786	小笠原文庫「豊前国企救郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡・上毛郡之内人数帳」	『豊津藩歴史と風土』第一輯に収録されている。
寛政10	1798	「歴代藩主(下)」(『豊前叢書』第四巻313ページ)	藩主より幕府に届け出
文化7	1810	友石文書No80(「明治廿三年福岡縣財政誌編纂雜留」)	小倉城下の人数が入っていない?
文政11	1828	小笠原文庫「豊前国企救郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡・上毛郡之内人数帳」	『豊津藩歴史と風土』第一輯に収録されている。
天保11	1840	九州文化史研究所蔵「竈数人數書上帳并其書類」	弘化三年の記録から逆算した。
弘化3	1846	九州文化史研究所蔵「竈数人數書上帳并其書類」	
慶応2	1866	友枝文書No3290「六郡村名竈数其外調子帳」	
慶応2	1866	長井手永大庄屋文書「慶応二年 六郡村名竈数内外調子帳 九月 長井勝敬扣」(『豊津藩歴史と風土』第三輯197~223ページ)、小祝村を含む	
慶応3	1867	友石文書「慶応三年卯六月 仲津郡村々竈数・人数・牛馬数書上帳」	
慶応4	1868	「豊前口戦争後記上」(毛利家文庫66四境戦争5-2-1 山口県立文書館)	

を記録する。それから寛延三年（一七五〇）の一三万〇六六三人に激減した記録をみて、明和・安定期（一七六四—七二、一七七一—七八二）には一時的に増加する。しかし、天明の飢饉の時期の天明六年（一七八六）で大きく一三万台を割りこみ、さらに寛政期（一七八九—一八〇二）を経て文化七年（一八一〇）には最低の一二万四八四九人となる。そして、次第に人口は回復傾向に向かうが安定した回復にはならないのである。こうして、寛政期から始まって、文化・文政期（一八〇四—一三〇）・天保期（一八三〇—一四四）、すなわち十九世紀前半にかけて、このための人口増加策が重要な課題の一つになるのである。

二 寛政期の政治

（一） 寛政の改革

犬甘兵庫の事跡

幕府の寛政の改革は、老中松平定信の主導で行われた。定信は奥州白河藩主の譜代大名であつて八代将軍吉宗の孫に当たり、前政権の田沼意次の政治を肅

第28表 犬甘兵庫の経歴

年 代	西暦	こ と が ら
明和2年5月21日	1765	養父知徳の遺領1200石相続
安永6年正月11日	1777	家老
同8年正月11日	1779	御勝手方助役
同9年2月29日	1780	御勝手方本役
天明2年12月16日	1782	300石加恩
同6年4月23日	1786	御勝手方御免。その後また御勝手方
同7年9月6日	1787	200石加恩
寛政12年10月17日	1800	300石加恩
享和2年12月17日	1802	300石加恩、家老上席桜間詰、2300石
同3年正月19日	1803	格禄召し上げられ蟄居
同2月6日	同	企救郡頂吉村に蟄居
同冬	同	死去

（『小倉市誌』下巻 496—497ページ）